

## 法人住民税の概要

項目	内 容			
1. 課税主体	都道府県及び市町村			
2. 納税義務者	都道府県及び市町村に事務所又は事業所を有する法人			
3. 課税方式	申告納付			
4. 課税標準 (法人税割)	連結申告法人以外の法人:法人税額 連 結 申 告 法 人:個別帰属法人税額			
5. 税率	(均等割)			
	資本金等の額	都道府県民 税均等割	市町村民税均等割	
			従業者数 50人超	従業者数 50人以下
	1千万円以下	2万円	12万円	5万円
	1千万円超 1億円以下	5万円	15万円	13万円
	1億円超 10億円以下	13万円	40万円	16万円
	10億円超 50億円以下	54万円	175万円	41万円
	50億円超	80万円	300万円	
	※ 市町村民税均等割については、制限税率(1.2倍)が定められている。			
	(法人税割)			
	都道府県: 1.0%(制限税率 2.0%)			
	市町村: 6.0%(制限税率 8.4%)			
6. 分割基準	2以上の都道府県に事務所又は事業所を有する法人は、課税標準に従業者数により分割して各都道府県又は各市町村に納付			
7. 税収 (平成30年度決算額)			税収額	うち超過課税収入額 (実施団体数※)
	法人	均等割	1,545億円	104億円 (35)
	道府県民税	法人税割	6,804億円	1,343億円 (46)
	法人	均等割	4,423億円	163億円 (387)
	市町村民税	法人税割	19,845億円	3,172億円 (996)
	※ 実施団体数はH30.4.1現在の数であり、法人市町村民税法人税割の超過課税実施団体数には東京都特別区を含む。			